	旧優生保	護法補何	賞金・	一時金	定支給記	請求に関す	う診断費		斗等支給申	請書	
· - <u>-</u>	閣総理大臣 下記のとおり を受けたい <i>の</i>	り、旧優生			≟・一時	寺金支給請求	に関する	診断書作	年 月 F成料及び診		
1	. 請求者の	の情報			の担合に	は、右のチェヾ	…ク想に!	リ アノだ	~ +1 \	チェック欄 、 厂	
χ <u>.</u> 	_{ふりがな}		ソルヨギスコ	<u></u>	の物口で	は、石のデュ、	ソン側に▼		:さい。 <u> </u> 年月日	<u>→ ⊔</u>	
•	氏名					男・女	(大正・		<u> </u>	日生	
	住所	₸		・道 ・県							
	'					(電話番号)					
[<u></u>									
	2. 請求額の情報 診断書作成料として、「3. 領収書欄」に記載がある額(その額が5,000円を超える場合は5,000円)について、支給を請求します。また、診断料として、「3. 領収書欄」に記載がある額(その額の上限は健康保険の診療方針及び診療報酬の例によります)について、支給を申請します。 ※ よろしければ、右のチェック欄に√してください。 ※※ 診断料は診療報酬点数表における初診料の所定点数相当額(令和6年6月1日時点の診療報酬点数表では2,910円。診療報酬改定により変動しますのでご留意ください。)まで公費負担の対象となります。 ※※※ 補償金・一時金支給が認定されれば、これらとあわせて、請求書に記載の口座に振り込まれます。										
3	3. 領収書欄 (医療機関において記載してください)										
	1					領収書					
		診断	f書作成料	料 金	Ì		円				
	1	診	断料	金	È		円				

医療機関名

年 月 日

代表者氏名 ※診断料は、医療保険適用外の問診等を行った場合にのみ記載してください。